

告 示

埼玉県告示第五十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 医師の氏名 | 指定障害区分 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 辞退年月日 |
|--------|---------|------------------------------|-------------------|--------------|
| 高橋 邦泰 | 肢体不自由 | 社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念福祉メデイカルセンター | 入間郡毛呂山町大字毛呂三十八 | 平成二十九年四月一日 |
| 新井 富夫 | 心臓機能障害 | 医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院 | 新座市東北一―七―二 | 同 |
| 関根 利藏 | 心臓機能障害 | 医療法人財団明理会春日部中央総合病院 | 春日部市緑町五―九―四 | 平成二十九年五月二十一日 |
| 菅原 壯一 | じん臓機能障害 | 医療法人蒼龍会武蔵嵐山病院 | 比企郡嵐山町大字太郎丸百三十五 | 平成二十九年六月十九日 |
| 新浪 博 | 心臓機能障害 | 埼玉医科大学国際医療センター | 日高市山根千三百九十七 ― | 平成二十九年六月三十日 |
| 大久保 光修 | じん臓機能障害 | 医療法人社団全仁会東都春日部病院 | 春日部市大畑六百五十二 ―七 | 平成二十九年八月十五日 |